

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月 30日	
山口県知事 様	
提出者 住 所 山口県山口市下小鯖25-1 氏 名 株式会社NIPPPO山口統括事業所 統括事業所長 加藤 義則 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 083-927-2851	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社NIPPPO山口統括事業所
事業場の所在地	山口県山口市下小鯖25-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	343,911千円
③従業員数	21人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	道路建設工事(舗装工事) がれき類(アスファルト・コンクリート塊)→グループ会社の処理施設で破砕して再資源化 建設系混合廃棄物(安定型)→処分業者に委託し、再生破砕、焼却破砕して再資源化 路面清掃業務 がれき類(その他)→処分業者に委託し、安定型にして処分

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙記載のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（2022年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・分別解体の徹底による再資源化 ・設計変更による発生量の軽減 ・工事資材のロス低減 	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・社内研修等により従業員全員に産業廃棄物排出抑制について意識させるとともに、現状把握及び分析を十分に行い、工法変更等による産業廃棄物抑制に取り組む。 	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類、紙くず、木くずは他の廃棄物が混入しないように分別するとともに、再生資源化で適正処分を実施している。 	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類、紙くず、木くずは他の廃棄物が混入しないように分別するとともに、再生資源化で適正処分により一層取り組む。 	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・工事現場から排出するものについて、がれき類は中間処分工場に持ち込む。木製の型枠はなるべく再利用できるように破損しないように施工する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・がれき類は他の廃棄物が混入しないように分別解体する。中間処理工場で再生資源化して適正処分を実施している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記の取組を継続実施する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も実施する予定はなし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・処分業者の選定については、会社内で選定基準を設けている。 工事現場では選定基準を守って委託業者を選定する。 書面による契約を必ず締結し、契約していない業者へ、産業廃棄物を持ち込まない。		

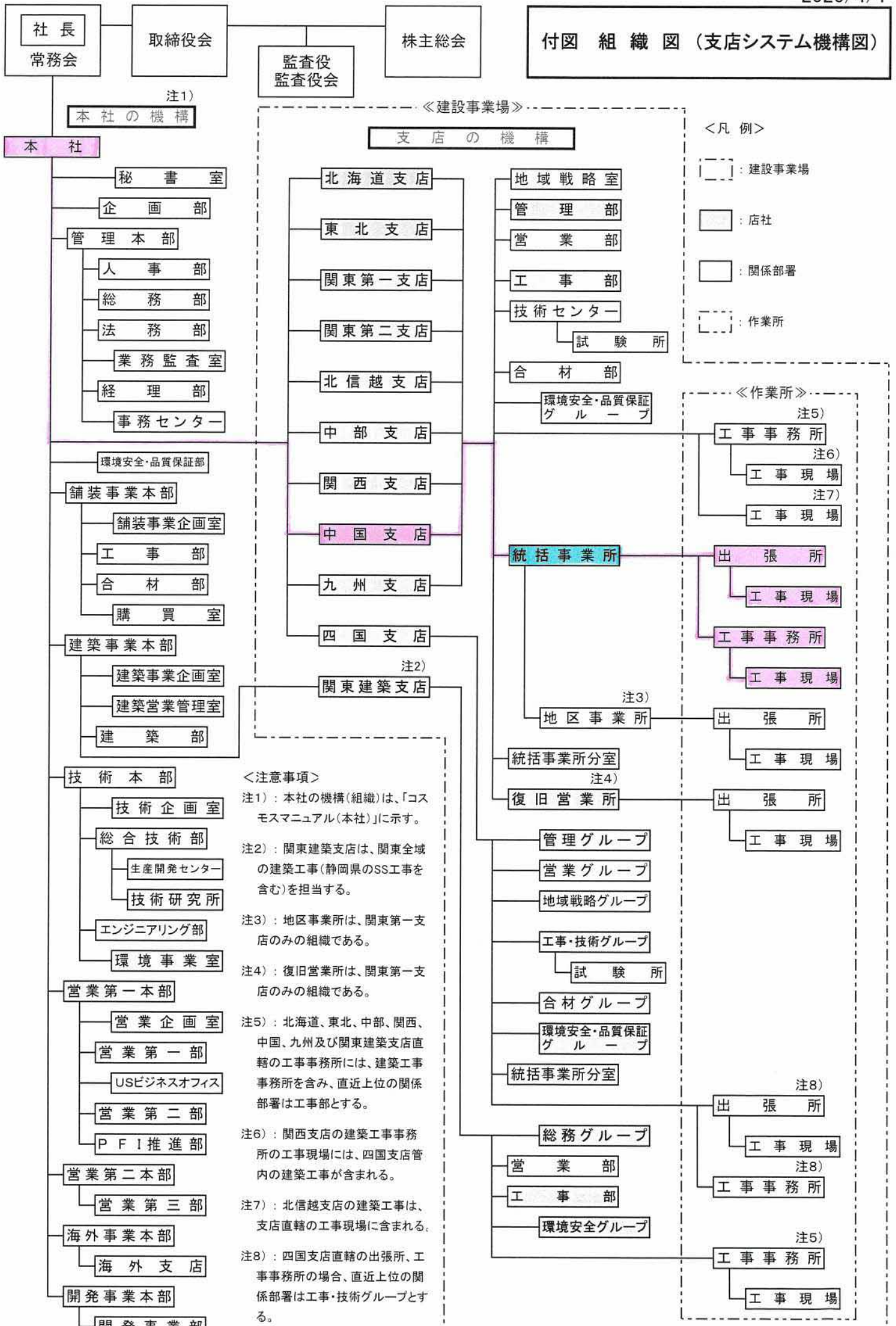
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・社内の選定基準に合致する会社の中で、なるべく優良認定処理業者へ委託するようしていく。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

付図 組織図 (支店システム機構図)



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者名称	株式会社NPPPO山口統括事業所	所在地(市町名)	山口市	事業の種類	建設業
-----------	------------------	----------	-----	-------	-----

区分	種類	排出物に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		処理委託に関する事項										
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら焼却を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定処理業者への処理委託量		認定処理業者以外の処理委託を行う事業者への処理委託量		
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
産業	燃焼	328.197	300								328.197	300			328.197	300						
	廃油	0.270									0.270				0.270							
	廃酸																					
	廃アルカリ	3.589									3.589				3.589							
	プラスチック類	95.675	50								95.675	50			95.675	50						
	紙くず	42.870	40								42.870	40			42.870	40						
廃物	木くず	101.135	100								101.135	100			101.135	100						
	繊維くず																					
	動物性残さ																					
	動物系固形不燃物																					
	ゴムくず																					
	金属くず	63.698	60								63.698	60			63.698	60						
物	ガラスくず、セラミックくず、陶磁器くず	268.730	250								268.730	250			268.730	250						
	紙くず																					
	がれき類	2,876.261	2,800								2,876.261	2,800			2,876.261	2,800						
	動物のふん尿																					
	動物の死体																					
	ばいじん																					
	13号産業廃棄物																					
	計 (A)	3,781	3,600	0	0	0	0	0	0	0	3,781	3,600	0	0	3,781	3,600	0	0	0	0	0	0